

野木町空き家バンク実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、町内における空家等を有効活用することにより、移住定住の促進及び地域の活性化を図るために実施する野木町空き家バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 現に居住しておらず、又は近く居住しなくなる予定の個人が所有する町内に存する一戸建ての住宅で、住居として利用可能な住宅（併用住宅を含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 所有者 空家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空家等の売買又は賃貸（以下「売買等」という。）を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空家等の売買等を希望する所有者から申込みを受けた空家等の情報について、町内への移住定住等を目的として空家等の利用を希望する者に対し提供する制度をいう。
- (4) 利用者 移住定住又は定期的な滞在を目的として、野木町空き家バンクの利用を希望し、情報の提供を受けようとする者をいう。
- (5) 媒介業者 町が空き家バンクの実施について協定を締結する団体（以下「協定団体」という。）の会員のうち協会団体に空き家バンクへの協力を申し出た業者で、空家等に関し、所有者と利用者との売買契約又は賃貸借契約の代理又は仲介を行うことができるものをいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

- 2 野木町暴力団排除条例(平成23年野木町条例第19号)第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員又は暴力団員等と認められる者及びこれらと密接な関係を有していると認められる者は、野木町空き家バンクを利用することができない。

（空家等の登録申込み等）

第4条 空き家バンクに空家等を登録しようとする所有者（以下「申請者」とい

う。)は、空き家バンク登録申請書(別記様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を確認し、内容が適切であると認めるときは、登録番号を付し、空き家バンク登録台帳(別記様式第2号。以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。ただし、前項の申請のあった空家等のうち次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 賃貸借を目的として建築されたもの
- (2) 主として不動産業を営む者が所有するもの
- (3) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めるもの

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書(別記様式第3号)を当該申請者に通知するものとする。

4 第2項の規定による登録の期間は、登録台帳に登録した日から2年間とする。ただし、第1項に規定する手続により、再登録することができる。

5 町長は、第2項の規定による登録のない空き家等で、空き家バンクによることが適当と認められるものは、当該所有者に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

(空家等登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録台帳に登録された内容に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書(別記様式第4号)により速やかに町長に届け出なければならない。

(空家等の登録の取消し)

第6条 町長は、空家等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳に登録した情報を削除するとともに、空き家バンク登録取消通知書(別記様式第5号)を当該登録者に通知するものとする。

- (1) 登録物件の売買又は賃貸の契約が成立したとき。
- (2) 登録物件に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 第4条第4項に規定する登録期間を満了したとき(登録の更新があった場合を除く。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が取消しが必要であると認めたとき。

2 登録者は、空き家バンクへの登録を取り止めるときは、空き家バンク登録取下げ申出書（別記様式第6号）により町長に届け出るものとする。

（成約の報告）

第7条 登録者は、空き家バンクに登録した空家等（以下「登録物件」という。）が成約に至った場合には、空き家バンク登録物件成約報告書（別記様式第7号）に契約書の写しを添えて町長に報告するものとする。

（情報提供）

第8条 町長は、登録台帳に登録した空家等の情報について、町ホームページその他適切な方法により情報提供するものとする。

（利用者の登録）

第9条 利用者は、空き家バンク利用登録申請書（別記様式第8号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、空き家バンク利用登録台帳（別記様式第9号。以下「利用台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク利用登録完了通知書（別記様式第10号）を利用者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定による登録の期間は、2年間とする。ただし、第1項に規定する手続により、再登録することができる。

（利用登録事項の変更の届出）

第10条 利用者は、利用台帳に登録された内容に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届出書（別記様式第11号）を町長に届け出なければならない。

（登録物件の見学又は売買等の申込み）

第11条 登録物件の見学又は売買等をしようとする利用者は、空き家バンク希望物件申込書（別記様式第12号）により町長に申し込まなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込書の提出があった場合は、当該登録物件の登録者、協定団体及び媒介業者に対し、空き家バンク希望物件申込書のうち必要な情報を提供するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた当該登録物件の登録者又は媒介業者は、遅滞なく当該利用者との交渉を開始するとともに、町長にその交渉結果を報告するものとする。

(利用登録の取下げ)

第12条 利用者は、登録を取り止めるときは、空き家バンク利用登録取下げ届出書（別記様式第13号）により町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の届出書の提出があったときは、利用台帳に登録した情報を削除するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（別記様式第14号）を当該利用者に通知するものとする。

(利用者の登録の取消し)

第13条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用台帳の登録を削除するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（別記様式第14号）を当該利用者に通知するものとする。

- (1) 申込内容に虚偽があったとき。
- (2) 空き家バンクを利用するに当たり、ふさわしくない行為がある、又はそのおそれがあると町長が認めたとき。

(個人情報の保護)

第14条 登録者及び利用者は、空き家バンクに係る個人情報について、次に掲げる事項に留意の上、適正に取り扱うものとする。当該事業を利用した後についても、同様とする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 個人情報を町長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (4) 個人情報は、空き家バンクの利用終了後、速やかに廃棄、消去その他適正な措置を講ずること。
- (5) 個人情報について漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町に報告し、その指示に従うこと。

(登録者と利用者の交渉等)

第15条 町長は、空家等に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 登録者及び利用者は、媒介業者に対し、契約交渉の媒介を依頼することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。
この要綱は、平成 年 月 日から適用する。

空き家バンク登録申請書（新規 ・ 再登録）

年 月 日

野木町長 様

1 申請者（所有者又は代理人）			
住 所	〒	電話番号	
フリガナ 氏 名	Ⓜ (生年月日 年 月 日)		
所有者との関係		メールアドレス	
2 空家等の概要			
所在地			
所有者			
空家等の種類	空家等（平屋・二階建・併用住宅・その他）付帯物件（ ）		
面積（㎡）	建物（延床面積） ㎡（ 坪） 土地 ㎡（ 坪）		
建築年及び 空き家になった時期	昭和・平成 年築 ・ 平成 年から空き家		
構造・間取り	造		
賃貸・売買の条件 ※賃貸・売買の両方 希望する場合はその 内容について記入し てください。	売却希望価格（売買）	家賃（月額）（賃貸）	敷金・礼金（賃貸）
	更新料等（賃貸）	希望契約期間（賃貸）	その他（売買及び賃貸）
補修について	補修の 要 否 補修の費用負担（所有者 ・ 入居者）		
備 考	※補修の要の場合は必ずその状態を記載すること		

添付書類

案内図、間取り図、建物の状況写真、世帯全部の住民票の写し
 ＜相続登記未済の場合＞ 戸籍謄本、他の相続人の同意書等
 ＜**借地上の建物の場合**> **地主の同意書等**
 ＜申請者が所有者と異なる場合＞ 委任状
 ＜申請者以外にその他権利を有する者がいた場合＞
 戸籍謄本、その他権利を有する者の同意書等
 ＜市街化調整区域の場合＞ 建築確認済証、開発許可書の写し
 申請時に本人確認ができる公的な身分証明書をご持参下さい（運転免許証 等）

受付日

(宛先) 野木町長

私は、野木町空き家バンクに空家等の登録申請に当たり、次の事項について同意又は誓約します。

- 1 利用者との契約交渉の一切について、協定団体に属する媒介業者に依頼すること。
- 2 空き家バンク登録申請書に記載されている情報について、協定団体及び媒介業者に提供すること。及び建物の状況写真の情報について、個人情報に係るものを除き町ホームページその他適切な方法により公開すること。
- 3 町が利用者に対し、空家等の詳細な位置等の情報を提供すること。
- 4 空き家バンクの利用を通じて得られた利用者の情報を適正に利用し、決して他の目的に利用しないこと。
- 5 申請者及び代理人又は申請者及び代理人が属する世帯の世帯員が暴力団員であるか否かを確認するために、栃木県小山警察署長の意見を聴くこと。
- 6 野木町暴力団排除条例(平成23年野木町条例第19号)第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員又は暴力団員等と認められる者及びこれらと密接な関係を有していると認められる者でないこと。
- 7 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の報酬を媒介業者に支払うこと。
- 8 都市計画法に関する調査が必要な場合は、登録申請した地番と一体的に利用している土地及び建築物への調査をすること。

年 月 日

所有者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

注意事項

- ※ 野木町は、物件の売買・賃貸等に係る交渉、契約等に関しては一切関与しません。
物件の交渉、契約等に関するトラブルについては、当事者間において責任を持って解決してください。

別記様式第2号（第4条関係）

空 き 家 バ ン ク 登 録 台 帳

登録番号	空家等の所在地	所有者(申請者) 氏名・住所	電話番号	登録日	有効期限	売却・賃貸の 別	希望価格	構造・面積等	建築時期 (空家時期)	仲介業者	成立報告 年月日	備考

別記様式第3号（第4条関係）

年 月 日

申請者 様

野木町長



空き家バンク登録完了通知書

空き家バンク登録台帳への登録が完了したので通知します。

登録番号 第 号

登録日 年 月 日

有効期限 年 月 日

空き家バンク媒介業者

1. 会社の名称
2. 代表者氏名
3. 事務所所在地
4. 電話番号

別記様式第4号（第5条関係）

年 月 日

野木町長 様

登録者 住 所

氏 名

印

電話番号

空き家バンク登録変更届出書

空き家バンク登録台帳の登録事項の変更について、次のとおり届け出ます。

登録番号 第 号

変更内容

届出が必要な変更

氏名、住所、電話番号、売却・賃貸の別、希望価格
構造・面積等、仲介業者

※変更届の提出には、登録者本人が確認できる書類
（免許証等）が必要です。また、氏名、住所の変
更は住民票（原本）を添付して下さい。

別記様式第5号（第6条関係）

年 月 日

登録者 様

野木町長

印

空き家バンク登録取消通知書

空き家バンク登録台帳の登録を取消したので、次のとおり通知します。

登録番号 第 号

取消理由

別記様式第6号（第6条関係）

年 月 日

野木町長 様

登録者 住 所

氏 名

印

電話番号

空き家バンク登録取下げ届出書

空き家バンク登録台帳の登録を取下げたいので次のとおり申し上げます。

登録番号 第 号

取消理由

別記様式第7号（第7条関係）

年 月 日

野木町長 様

登録者 住 所

氏 名

印

電話番号

空き家バンク登録物件成約報告書

次の通り成約しましたので報告します。

登録番号		
契約形態		売買 ・ 賃貸
契約の相手方	氏 名	
	現住所	
	電話番号	
備考		

添付書類：契約書の写し

空き家バンク利用登録申請書（ 新規 ・ 再登録 ）

年 月 日

野木町長 様

住 所	〒					
フリガナ 氏 名				連絡先 電話番号		
メールアドレス						
家族状況	氏 名	続柄	生年月日	勤務先又は通学先等		
		本人				
希望条件	売買・賃貸の別、希望地域、間取り、状態、広さ、立地、 環境条件、その他					
希望価格	売買 円			賃貸 円/月		
希望理由	1 野木町への移住・定住 2 二地域居住 3 その他（ ）					
備考						

添付書類 本人確認書類（運転免許証等）の写し
世帯全部の住民票の写し

受付日

(裏)

野木町長 様

私は、野木町空き家バンクの利用登録申請に当たり、次の事項について同意又は誓約します。

- 1 空き家バンク利用登録申請書の表面に記載されている情報について、空家等の登録者、協定団体及び仲介業者へ提供すること。
- 2 空き家バンクの利用を通じて得られた空家等及び登録者の情報を適正に利用し、決して他の目的に利用しないこと。
- 3 申請者又は申請者が属する世帯の世帯員が暴力団員であるか否かを確認するために、栃木県小山警察署長の意見を聴くこと。
- 4 野木町暴力団排除条例（平成23年野木町条例第19号）第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員又は暴力団員等と認められる者及びこれらと密接な関係を有していると認められる者でないこと。

年 月 日

利用登録申請者 住所 _____

氏名 _____ ㊞

注意事項

※ 野木町は、物件の売買・賃貸等に係る交渉、契約等に関しては一切関与しません。物件の交渉、契約等に関するトラブルについては、当事者間において責任を持って解決してください。

空き家バンク利用登録台帳

[illegible]

別記様式第 10 号（第 9 条関係）

年 月 日

利用者 様

野木町長

印

空き家バンク利用登録完了通知書

空き家バンク利用登録台帳への登録が完了したので通知します。

利用登録番号 第 号

登録日 平成 年 月 日

有効期限 平成 年 月 日

別記様式第 1 1 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

野木町長 様

利用者 住 所

氏 名

印

電話番号

空き家バンク利用登録変更届出書

空き家バンク利用登録台帳の登録事項の変更について、次のとおり届け出ます。

利用登録番号 第 号

変更内容

届出が必要な変更

氏名、住所、電話番号、家族状況、売却・賃貸の別、
希望地域、希望価格

※変更届の提出には、利用者本人が確認できる書類
（免許証等）が必要です。また、氏名、住所、家族
状況の変更は世帯全員の住民票（原本）の添付し
て下さい。

年 月 日

野木町長 様

利用者（利用登録番号
住 所
氏 名
電話番号



空き家バンク希望物件申込書

野木町空き家バンク実施要綱第 1 1 条第 1 項に規定により、次のとおり申し込みます。

利用者氏名 (本人)		年齢	歳
希望する物件の登録番号			
入居予定者 氏名(全員)			
備考			

注意事項

- 1 契約の交渉については、町は交渉及び契約並びに契約締結後の問題等に関して、一切関与しません。
- 2 記入していただいた個人情報、空き家バンク以外の目的では利用しません。
- 3 入居予定者について、要綱第 3 条第 2 項に基づき関係機関に確認を行います。
- 4 協定団体に属する媒介業者が媒介を行いますので、宅地建物取引業務法の規定に基づく報酬が発生します。
- 5 空家等の登録者、協定団体及び媒介業者へ申込み内容を通知します。

別記様式第 13 号（第 12 条関係）

年 月 日

野木町長 様

利用者 住 所

氏 名

印

電話番号

空き家バンク利用登録取下げ届出書

空き家バンク利用登録台帳の登録を取下げたいので次のとおり
届け出ます。

利用登録番号 第 号

取下げ理由

別記様式第 1 4 号（第 1 2 条・第 1 3 条関係）

年 月 日

利用者 様

野木町長

印

空き家バンク利用登録取消通知書

空き家バンク利用登録台帳の登録を取消したので、次のとおり通知
します。

利用登録番号 第 号

取消理由